

## 外国人による土地取得等のルールの在り方検討会運営要領

〔令和 8 年 3 月 4 日  
外国人による土地取得等のルール  
の在り方検討会座長決定案〕

外国人による土地取得等のルールの在り方検討会（以下「検討会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 検討会は、円滑かつ公正な議論及び意見聴取を担保する観点から、原則として非公開とする。ただし、座長が公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 2 検討会において配付された資料は、各検討会の終了後、公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 3 検討会においては、都度、議事要旨を作成し、各検討会の終了後、公表する。ただし、上記 1 の観点から、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4 この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。